

東京都板橋区立教育科学館
指定管理者候補団体の選定に関する要綱

平成 23 年 6 月
板橋区教育委員会

板橋区立教育科学館指定管理者候補団体の選定に関する要綱

(平成 23 年 6 月 22 日教育長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区立教育科学館（以下「館」という。）の指定管理者となるべき団体（以下「指定管理者候補団体」という。）の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

(選定委員会の設置)

第 2 条 指定管理者候補団体を選定するため、板橋区立教育科学館指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(選定対象)

第 3 条 委員会は、東京都板橋区立教育科学館条例（以下「条例」という。）第 8 条第 2 項の規定により申請した団体（以下「申請団体」という。）の中から指定管理者候補団体の選定を行うものとする。

(組織及び委員の構成)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者につき、板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 教育委員会事務局 次長
- (2) 教育委員会事務局 指導室長
- (3) 教育委員会事務局 生涯学習課長
- (4) 教育委員会 教育委員 1 名
- (5) 学識経験者 1 名
- (6) 板橋区立小学校 PTA 連合会役員 1 名

2 委員会に委員長を置き、委員長は教育委員会事務局次長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長が予め指名した者がその職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、教育委員会が館の指定管理者候補団体を選定した日までとする。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員定数の半分以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならない。
- 3 委員が、申請団体の申請に関与したことが判明したときは、委員会は、当該委員を本選定から除外することができる。
- 4 委員は、審査の過程において知りえた情報を公表してはならない。ただし、教育委員会が公表した情報及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(所掌事項)

第7条 委員会は、第8条の選定基準に従い、館の管理を行わせるに最も適当と認められる団体を指定管理者候補団体として選定し、教育委員会に報告するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定による選定及び報告以外の事項について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

(選定項目)

第8条 指定管理者候補団体の選定は、次に掲げる選定の基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 条例第8条第3項第1号に掲げる選定基準

- ア 利用者に対する基本理念
- イ 施設管理に必要な人員配置計画
- ウ 安全についての基本方針（火災・衛生・防犯・事故・緊急時の対応）
- エ 施設管理及び運営経費の収支計画

(2) 条例第8条第3項第2号に掲げる選定基準

- ア 申請団体の事業実績
- イ 申請団体の人的・技術的資源
- ウ 申請団体の経営状況

- エ 管理運営に対する熱意・意欲
- (3) 条例第8条第3項第3号に掲げる選定基準
 - ア 利用者の平等な利用の確保

(審査方法)

第9条 委員会は、前条の選定に係わる審査を次のとおり行う。

(1) 第一次審査

ア 前条第1号から第3号に規定する評価の対象となる事項を書面により審査する。

イ アによる審査の結果、評価の高い団体を選定する。ただし、第一次審査により選定する団体は、5団体以内とする。

(2) 第二次審査

ア 前号イの規定により選定された団体による事業計画の内容についてプレゼンテーションにより審査する。

イ アによる審査の結果、評価の最も高い団体を候補団体として、次いで評価の高い団体を次点として選定する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は平成23年6月22日から施行する。